

平成26年12月30日

「平成27年度税制改正大綱」についてのコメント

一般社団法人不動産協会
理事長 木村 恵 司
(三菱地所(株)会長)

本日決定された「平成27年度税制改正大綱」では、事業用資産の買換特例の延長、商業地の固定資産税の負担調整措置の延長、都市再生促進税制の延長、国家戦略特区税制の拡充等、民間投資の促進につながり、経済の成長力を高める措置が認められ、評価したい。

また、住宅取得資金贈与の特例の大幅な拡充・延長、住宅の買取再販に係る不動産取得税の軽減措置の創設等は、住宅市場を活性化させ、即効性の高い経済対策であり、消費税率引上げに伴う反動減への対応についても最大限配慮されており評価している。

ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。

なお、消費税の軽減税率については、国民生活の基盤である住宅にも、住宅購入者の負担軽減を安定的に確保するために、適用をぜひともお願いしたい。

我が国がデフレから脱却し成長を持続できるかの正念場にある中、今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、成長戦略の実現に向け、魅力的なまちづくりや良質な住生活の実現等への取り組みを通じて貢献して参りたい。

以 上